

新ごみ処理施設整備及び運営事業
募集要項に関する質問（第2回目）への回答

令和7年1月
東金市外三市町清掃組合

(1) 入札説明書への質問・回答

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
1.	18	第4 2 (8)	4) 技術提案書の使用等	民間事業者の選定に関わる公表等において、公に技術提案書(抜粋含む)を提示される際は事前にご協議させていただけないでしょうか。	技術提案書作成要領 p.13/15 3-1. 作成要領(2)⑩に示す「提案内容の概要」とは別の資料を整理し技術提案書を公に提示する場合は協議するものとします。
2.	34	別紙1 2-2	運営モニタリング(運転継続型減額措置) (4) 2)	「改善未確認日数の起算日は、レベル2の場合には改善復旧期間満了日の翌日、レベル3の場合には改善勧告日当日とする」と記載がある一方で、別紙1表6には「レベル3:改善勧告日の翌日を起算日」と記載されています。改善未確認日数の起算日が異なっておりますが、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	「改善未確認日数の起算日は、レベル2の場合には改善復旧期間満了日の翌日、レベル3の場合には改善勧告日当日とする」を正とします。 修正した入札説明書を添付資料として本質問回答に合わせて公表するため、ご参照ください。

(2) 様式集への質問・回答

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
1.		様式 12 様式 12 の 2	煙突排ガス条件及び物質収支	本計画においては白煙防止のご指定がないため、焼却炉物質収支及び煙突排ガス条件には季節ごとの違いはなく同様のものとなります。従いまして、焼却炉物質収支及び煙突排ガス条件については、低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの各ケースについて提出するものとさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。ただし、その場合は、全通季における焼却炉物質収支及び煙突排ガス条件であることを明記するものとします。
2.		様式 13	プラント機械設備仕様概要 説明書（ごみ焼却施設編）	コンベヤ等のように複数台の機器で構成される設備については、適宜入力欄を増やして記載するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(3) 技術提案書作成要領への質問・回答

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
1.	5	2-1-2	施設基本設計数値 (2) ① エ	用役収支について「エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟及び洗車棟等の付属建物の別に用役収支を明らかとすること」とありますが、合棟とする計画で電気・水の使用場所の切り分けが困難な場合は、主たる建築物の用役収支に含めるものとさせて頂いてよろしいでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設や管理棟については、可能な限り切り分けるものとしますが、切り分けが困難なものについては可とします。 なお、用役収支を含む技術提案書の記載内容と、入札内訳書の記載内容は整合を図るものとしてください。
2.	13	3-2	地元企業の定義 (2)	「地元企業は、東金市、大網白里市、九十九里町の何れかの市町（以下「本組合管内」という。）に本社又は本店を有する法人又は本組合管内に 契約権を持つ支社又は支店を有する法人とする。」とありますが、公益社団法人や一般社団法人など、非営利法人についても貴組合管内に、本社又は本店もしくは、契約権を持つ 支社又は支店を有すれば、地元企業に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、ここで言う「契約権を持つ」とは、法人格を有することを指すものと理解してよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
3.	13	3-2	地元企業への発注 (6) ②	「地元企業に商社又は商社行為（自らが製造、施工、設計、管理等を行わない商行為）を行う法人は含まないものとする」とありますが、この定義において、商社行為に該当するのは、物品等購入に関する商行為であり、役務提供による業務委託（分析業務等）は該当しないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
4.	13	3-2	地元経済貢献額の定義 (6)②	地元企業には、小売店も含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(4) 建設工事要求水準書への質問・回答

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
1.			合筆・地目変更等登記業務	本業務における事業用地内の合筆・地目変更等登記業務は事業者所掌外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2.	2	1-1-2-3	都市計画事項(9)	「駐車場内に電気自動車充電設備を設けること」とありますが、電気自動車充電設備の利用対象は貴組合職員・来客者および災害時の電気自動車を活用した避難所等への電気供給であり、パッカー車等は使用しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3.	5	1-2-8	環境影響評価の遵守	「設計施工事業者は本件工事の設計・施工にあたって「(仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価書」(以下「環境影響評価書」という。)の内容を遵守する」とありますが、入札時点につきましては、令和6年9月に公表された環境影響評価準備書を遵守するとの理解でよろしいでしょうか。	入札時点においてはご理解のとおりです。
4.	16	1-4-1-3	実施設計範囲 (4)	土壌汚染対策工事に関して、「土木建築工事の実施に必要な土壌汚染対策工事を行う」とありますが、具体的にはどのような土壌汚染を対象とした対策工事をお考えなのか、ご教示いただけないでしょうか。	建設工事要求水準書及び「別添資料 14 新ごみ処理施設建設に係る土壌汚染対策法調査(土壌調査)業務委託 報告書」に示すとおりです。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
5.	16	1-4-1-4	土壌汚染対策について	「建設用地全体が土壌汚染対策法の自然由来特例区域（形質変更時要届出区域）に指定されている」とありますが、指定区域の解除は求めているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、建設予定地は、千葉県告示 463号（令和5年12月1日）により、「自然由来特例区域」に指定されています。
6.	16	1-4-1-3	土壌汚染対策について	「建設用地全体が土壌汚染対策法の自然由来特例区域（形質変更時要届出区域）に指定されているため、土壌汚染対策法に基づく届出等の手続きを本組合と共同で行うこと、及び土壌汚染対策法に基づく工事施工を実施すること」とありますが、事前資料に記載のない搬入土等については、土壌汚染対策の対象外との理解でよろしいでしょうか。	搬入土はありません。万が一、実施設計時に搬入土が確認された場合には協議するものとします。
7.	16	1-4-1-3	土壌汚染対策について	「土壌汚染対策法に基づく届出等の手続きを本組合と共同で行うこと」とありますが、建設用地全体の調査が必要となった場合、その調査は貴組合が実施し、届出等については共同で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8.	17	1-4-1-8	工事用車両の搬入出経路	「工事用車両の待機は工事用地内で行い」とありますが、工事用地内に仮設駐車場を設置する場合、その設置場所は事業者の裁量に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	工事用地内であれば、仮設駐車場の設置場所は事業者の裁量に委ねます。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
9.	17	1-4-1-9	法定外公共物の取り扱い (2)	「既存の水路機能を維持すること」とありますが、具体的にはどのような計画・対応をお考えなのか、ご教示いただけないでしょうか。	本件敷地の西側（敷地外）に降った雨水を本件敷地南東側（敷地外）の水路へ排水する機能を維持するものです。このため、敷地西側に集水柵（□500 以上）等を設置して雨水を集水し、南東側の水路まで既存の法定外公共物（排水管（φ300 以上））等で導くこととします（別添資料7 の法定外公共物付近断面図（参考）をご参照ください）。既存の法定外公共物は土水路（開渠）であるため、敷地造成工事等に伴う敷地の嵩上げの際に閉塞することがないように暗渠若しくはボックスカルバート等により機能を維持するものとし、流水が維持されるよう、定期的に清掃等を実施し、必要に応じて補修等も実施するものとしてください。ただし、設置にあたっては強度、沈下防止、集水柵内の清掃等を考慮した構造としてください。
10.	20	1-4-4-3	工事用地の管理等	「境界標識の管理を適切に行う」と記載されておりますが、この管理する境界点にはコンクリート境界標が全て設置されているとの理解でよろしいでしょうか。	現時点において、コンクリート境界標は設置されていません。
11.	21	1-4-6-1	敷地並びに工事区域	現場事務所、組合事務所、コンサルタント事務所等の設置場所は、工事区域内に設置が可能であれば計画し、難しい場合は別途用地を借地する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、工事区域外の用地で発注者が貸与可能な土地はないので、事業者の負担と責任で借用するものとしてください。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
12.	21	1-4-6-3	仮設物 (1)	「工事区域の公道取合い部分及び工事区域の内側に遮音壁並びに立ち入り制限として周辺に悪影響を及ぼさない高さ 3.0m以上の仮囲いを設置し、施工区域を囲う」とありますが、高さ 3.0mの安全鋼板で遮音及び立ち入り制限を行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、工事中の敷地境界における騒音が環境影響評価書に示す工事中の騒音基準を遵守することを前提とし、必要に応じて騒音対策を施工するものとします。
13.	22	1-4-6-8	施工方法及び建設公害対策 (14)	「雨水調整池の掘削工事にあたっては、都市計画対象事業実施区域周辺の水田への影響を回避するため、できる限り非灌漑期に実施する」とのご指示ですが、非灌漑期の期間をご提示いただけないでしょうか。	非灌漑期の期間は、10月～3月としてください。
14.	24	1-4-6-16.	保険の付保	「設計施工事業者は、不可抗力による損害を対象とする工事保険等に加入すること。」とありますが、不可抗力とは、一般的な組立保険・建設工事保険の補償対象となる「台風・暴風雨・落雷等の自然災害による損害」や「火災や盗難による損害」であると考えるとよろしいでしょうか。	左記ご質問の内容に加え、地震を補償の対象とする特約を付すものとします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
15.	28	1-6-1-1	基本条件 (1)(2)	(1)「エネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転は、炉本体及び各機器の据付工事後、静調整、モータ単体無負荷調整等の動調整、軽負荷運転試験、最高計画ごみ質時の負荷運転試験、予備性能試験、引渡性能試験、安定稼働試験完了までとし、期間を120日間以上、工期内に行うものとする」、(2)「マテリアルリサイクル推進施設の試運転は、各機器の据付工事後、無負荷調整、予備性能試験、引渡性能試験、安定稼働試験完了までとし、90日間以上、工期内に行うものとする」とありますが、安定稼働試験は試運転期間内に行うものではなく、P27表1-3性能要件 必須性能②に記載の通り、90日間以上の安定稼働を達成するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16.	28	1-6-1-1. 基本条件	基本条件 (9) ③	「本件施設の試運転期間中に既存施設での焼却処理及び粗大ごみ等の破碎・選別処理を停止し、既存施設の処理対象物の全量が本件施設に搬入されるので、施設引渡しまでの間、当該処理対象物を処理すること。」とありますが、既存施設の処理停止時期は、新施設の処理対象物の全量受入開始以降と理解してよろしいでしょうか。	既存施設からの実際の切り替え時期は試運転前に協議するものとしますが、基本的な考え方についてはご理解の通りです。 ただし、既存施設の粗大ごみ処理施設は既に稼働を停止しているため、試運転期間中であっても、可能な限り本件施設で処理することにご協力ください。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
17.	30	1-6-1-5	軽負荷確認試験 (1)	「試運転期間中に、光化学スモッグ警報等の減量運転を想定した軽負荷運転を実施する。各系列について70%程度の軽負荷運転を実施する」との記載に対して、P.48 2-2-1-2. (3) ③では、「基準ごみ相当のごみ質において、負荷率80%程度の低負荷運転を可能とする」との記載があります。軽負荷試験時の負荷率は設備能力よりも低く設定するとの理解でよろしいでしょうか。また、軽負荷確認試験時のごみ質は基準ごみと考えてよろしいでしょうか。	軽負荷確認試験の記載と同様、70%負荷によるものとし、そ の際のごみ質については基準ごみ相当とします。
18.	33	表 1-4	引渡性能試験の項目と方法 (エネルギー回収型廃棄物 処理施設) (1/4)	ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、水銀等、ダイオキシン 類について測定箇所は煙突の他、集じん設備入口をご指示い ただいていますが、保証値は煙突での測定値と理解してよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19.	45	2-1-6	災害防止(4)	(4)浸水については「別添資料9 作田川系作田川洪水浸水 想定区域図(想定最大規模)」を踏まえ造成後に構造部分(管理 棟、工場棟、付属設備、駐車場及び計量棟以降の構内道路)を TP+5.6m レベルまで嵩上げを行うこととする」とありますが、 付属施設とは 1-3-4-10 実施設計範囲 (3) 土木建築工事関係 のうち本事業にて整備する④～⑩の設備との解釈でよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
20.	46	2-1-9	マテリアルリサイクル推進 施設 (1) ②	<p>「②始動用電源」とありますが、これはマテリアルリサイクル推進施設専用の非常用発電機の設置を求めるものではなく、エネルギー回収型廃棄物処理施設の蒸気タービン発電機による電源を始動用電源としてもよろしいでしょうか。停電時には、非常用発電機にてエネルギー回収型廃棄物処理施設を始動し、蒸気タービン発電機にて発電開始後にマテリアルリサイクル推進施設を始動可能となります。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
21.	47	2-1-12	施設の長寿命化 (1)	<p>「耐用寿命は概ね35年以上を目標とし」とありますが、(1)では「建築構造物は50年以上の耐用寿命を有するものとし」とあり、耐用寿命の期間に違いがあります。建築構造物の耐用寿命35年以上が正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点の計画では、供用開始後35年以上の稼働を計画していますが、その後の計画の変更等により、プラント設備の更新などを行うことによって、50年以上稼働することとなった場合に、工場棟の建築構造物については、大規模な補修を行うことなく、50年以上の供用に耐えうる施設として設計・施工を行うものをご理解ください。</p>
22.	47	2-1-12	施設の長寿命化 (1)	<p>「塗装、防水シート、目地、建築設備等の定期的な点検と補修を要する部位は適正な維持管理を行いながら50年以上の共用に耐えること」とありますが、定期的な補修と点検だけでは50年以上の共用に耐えられないと考えます。適切な維持管理には上記部位の更新も含まれていると考えてよろしいでしょうか。また、施設の耐用寿命と合わせて35年以上の共用と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。 なお、施設の耐用寿命については、(1)No.21を参照してください。</p>

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
23.	50	2-2-1-3	マテリアルリサイクル推進 施設 (1) ②	「本組合が将来プラスチック（容リプラ・製品プラ）の分別を行うこととなった時、貯留、選別、圧縮梱包機等を設置するスペースを建設予定地内に確保（緑化率や施設率等についても満足することを前提とする）すること」とありますが、設置スペースについては事業者にて想定して確保するものと考えてよろしいでしょうか。その場合、必要な面積を検討するため、想定される処理量についてご教示いただけませんか。	現時点で、プラスチック製容器包装やプラスチック使用製品廃棄物等の年間処理量は把握できていません。このため、環境省の示す参考値を基に、本件施設の稼働開始予定年度（令和11年度）における人口推計値にて試算し、プラスチック製容器包装：897t/年程度、プラスチック使用製品廃棄物：224t/年程度と想定しています。
24.	52	表 2-6	搬入物と重量割合の見かけ 比重	粗大ごみ・金属類について、可燃残渣（羽毛布団含む）の割合が 64.5%とありますが、手選別後ヤード（羽毛布団）の面積の決定の為に羽毛布団の割合をご教示頂けますでしょうか。	羽毛布団の搬入実績を以下に記します。 令和3年度：厚いもの 582 枚、薄いもの 110 枚 令和4年度：厚いもの 509 枚、薄いもの 80 枚 令和5年度：厚いもの 546 枚、薄いもの 59 枚 ※ただし、上記枚数には山武市分が含まれているため、本件施設の処理量は 15%程度減少する想定です。
25.	55	表 2-9	設備方式	表 2-9 設備方式（処理対象別）において、カンとして搬入されるスプレー缶は貯留ヤードに貯留とありますが、穴あけ後は破砕ラインにて処理を行う認識でよろしいでしょうか。	スプレー缶処理機によりガス抜き及び破砕処理を行う想定です。一方で、導入するスプレー缶処理機の性能によって、ガス抜きまでを実施する場合は、ガス抜き後は破砕ラインにて処理を行うものとします。 また、建設工事要求水準書表 2-9 に記載するスプレー缶の処理方針について表現の誤りがありますので、修正した建設工事要求水準書を添付資料として本質問回答に合わせて公表するため、ご参照ください。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
26.	57	2-2-5	施設配置計画 (8)	<p>「非常用として使用するために、建設予定地の北西側に車両出入口（門扉）を取り付けること。」とありますが、想定されている位置及び通行車両をご教示ください。また、当出入口に接続する事業区域西側の農道①号の整備幅員について、非常用出入口の幅を検討するためにご教示ください。</p> <p>なお、浸水対策のために敷地内を盛土するため、周辺道路との高低差が発生します。そのため、本工事では敷地境界に門扉を設けるまでを工事範囲とし、高低差の解消のためのスロープ等は建設予定地外に設置するものとし、本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>出入口の位置は北西側道路に面する位置であれば事業者の提案によるものとします。通行車両については、一般車両及び収集運搬車（パッカー車）を想定しています。</p> <p>現時点で計画している農道①の幅員は約 3.5m（水路への摺付部を含む）を予定しています。また、高さは TP+4.7～5.0m と想定してください。</p> <p>なお、高低差の解消のためのスロープや門扉については、本件工事区域内に、本件工事範囲内として事業者の所掌で設置するものとします。</p>
27.	57	2-2-6	動線計画 (2)	<p>「車両動線は、ごみ収集車、自己搬入車、副生成物搬出車、メンテナンス車、一般車（来所者・見学者）等の5種類に区分する」と記載があるのに対し、技術提案書作成要領 P.4 2-1-1. (2)③では、6種類の区分となっています。また、車両動線名称に齟齬が見受けられます。提出する動線図については、技術提案書作成要領の記載を正と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>建設工事要求水準書は誤記です。技術提案書作成要領を正とお考えください。</p> <p>また、修正した建設工事要求水準書を添付資料として本質問回答に合わせて公表するため、ご参照ください。</p>
28.	57	2-2-6	動線計画 (4)	<p>「見学者動線と作業員動線を原則分離する。」とのご指示ですが、原則分離とは、見学時間外（始業前、終業後など）に通路の一部を作業員が使用するとした時間帯別に分離されていることも含まれているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的な考えとしては、時間に限らず、見学者動線と作業員動線は分離するものとお考え下さい。ただし、機器配置上や動線の合理性からやむを得ず分離できない場合は時間帯別に分離することを条件に部分的に同一動線とすることを可とします。</p>

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
29.	59	2-2-9	地震対策 (2)	<p>「プラント機械設備工事の詳細な設計・施工については、以下の設計マニュアルを遵守する。なお、マニュアル間の相互において異なる場合は、より安全側と評価される設計方法を採用する。」とありますが、個別の項目にて構造計算基準をご指定いただいている場合は、そちらを正とするとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、P.83の3-3-4-1 焼却炉、P.86 3-3-4-2 炉体鉄骨及び炉体ケーシング、P.90 3-4-3 ボイラ鉄骨及びケーシングなどでは、「構造計算基準は、「火力発電所の耐震設計規程（指針）JEAC3605」。によって行うこと。」とのご指示となっております。</p>	ご理解のとおりです。
30.	60	2-2-12	搬入・搬出車両	<p>「建設工事要求水準書に指定する最小回転半径等は、下記に示す車両の寸法について、建築設計資料集成（日本建築学会編）等を参考に定めること。」とのご指示ですが、「建築設計資料集成（日本建築学会編）」には、一部車両の寸法が示されているのみであり、また、その車両寸法と本施設への搬入搬出車両が異なることも考えられるため、本施設における各車両の寸法をご教示いただけないでしょうか。</p>	基本的には建設工事要求水準書に規定する資料を参照とし、その他の車両については事業者の経験に基づき想定するものとしてください。
31.	60	2-2-12	搬入・搬出車両	<p>可燃ごみ以外の搬入車両の搬入頻度（通常時、年末等の混雑時）を示す資料がございましたら、ご提供いただけないでしょうか。</p>	添付資料1をご参照ください。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
32.	60	2-2-12	搬入・搬出車両	表 2-19 搬出入車両（参考）において、①収集運搬車はパッカー車（2～4t）とありますが、粗大ごみ・金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル、カン、蛍光灯、廃電池も対象に含まれるのでしょうか。また、それぞれで車両の種類が異なる場合は、ご教示いただけないでしょうか。	<p>各ごみ種別の代表的な搬入車両を以下に示します。ただし、以下は参考であり、本車両に限定するものではないことにご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ・金属類：ダンプ車（2t） ・ビン・ガラス類：ダンプ車（2t） ・ペットボトル：パッカー車（2t）又はダンプ車（2t） ・カン：ダンプ車（2t） ・蛍光灯：ダンプ車（2t） ・廃電池：ダンプ車（2t）
33.	60	2-2-12	搬入・搬出車両	「①焼却灰等搬出 天蓋付灰運搬車（13t）」とありますが、本記載は焼却灰および飛灰処理物に関するものと考えられます。飛灰（乾灰）を資源化する場合は、ジェットパッカー車で搬出するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、ジェットパッカー車の容量・寸法についてもご教示いただけないでしょうか。	<p>資源化処理業者によっては、飛灰を乾灰で搬出する可能性もあるので、その際にはジェットパッカー車で搬出します。現時点でジェットパッカー車の容量・寸法については未確定ですが、参考として長さ 11.10m × 幅 2.49 m × 高さ 3.38 m と想定してください。</p> <p>なお、本件施設では、基本的に飛灰は湿灰で搬出することを想定しています。既存施設においては湿灰にて搬出しており、建設工事要求水準書に示す灰運搬車を使用しています。本件施設においても、既存施設と同様の灰運搬車により搬出する想定です。</p>

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
34.	65	2-4-4	重金属類等溶出基準	<p>焼却灰、飛灰処理物の重金属等溶出基準を示されていますが、同項に注記の通り、焼却灰・飛灰処理物を最終処分するときに適用するものであり、引渡性能試験の項目ではないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>なお、仮に引渡性能試験において重金属の溶出試験を行う場合、表 1-4 では主灰について備考欄に「乾灰をサンプリング」と記載されていますが、乾灰でなく加湿等の処理を行った後の湿灰にて試験を実施することを了承いたします。</p>	<p>前段については、建設工事要求水準書に示すとおり、引渡性能試験の項目です。</p> <p>後段については、ご提案を可とします。</p>
35.	67	3-1-1-1	通年運転計画 1)	<p>「定期補修整備及び定期点検の実施回数及び実施期間については、各炉の年間運転日数が 280 日を下回らないように計画するものとし、このことを実現可能な設備構成とする。」とありますが、設備として 280 日/年以上の運転する能力があれば良いという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、性能確認試験において、ごみ量の不足により 280 日の年間稼働日数に未達が生じた場合は、「別添資料 11 性能確認試験要領書」を参照します。</p>
36.	71	3-1-2-10	地震対策 3)	<p>「灯油、軽油等のタンク（貯蔵タンク、サービスタンク）には、必要容量の防油堤を設けるとともに、タンクからの移送配管は、地震時に配管結合部に損傷を与えないようフレキシブルジョイントを必ず設置すること」とありますが、地下タンク貯留所の場合は漏洩対策を実施する前提で防油堤を非設置としてもよろしいでしょうか。</p>	<p>建設工事要求水準書のとおりとします。</p>

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
37.	74	3-2-1.	計量機 (3) ③	自動精算機について、「キャッシュレス決済対応型とすること。なお、対応する決済事業者については実施設計の段階で本組合が指示する。なお、キャッシュレス決済導入時の手数料については事業者の負担とする」とありますが、ここで言う手数料とは、キャッシュレス決済サービスを導入開始する際の初期手数料と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38.	76	3-2-5	ごみピット 5) (3)	「ピットの奥行きは自動運転を考慮し、クレーンバケットの開き寸法の2.5倍以上とすること」とありますが、これはシングルピットの場合であり、2段ピット方式を採用する場合は、攪拌を主に行う貯留ピットにおいて満足するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39.	76	3-2-5	ごみピット 5) (10)	「底部の横断面隅各部は、半径1.5m程度の曲面とすること」とありますが、一辺0.5m程度の二等辺三角形の隅切りとさせていただけないでしょうか。	可としますが、構造上の補強及びひび割れによる漏水防止対策を行ってください。
40.	79	3-2-8	自動窓拭き装置 1)形式	「薬液洗浄並びにエア等による洗浄方式」とありますが、様々な方式があるため、事業者にて最適な方式を提案させて頂けないでしょうか。	装置形式については事業者提案を可としますが、ごみピット側にせりだした歩廊上からの高所作業を伴う人力清掃は不可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
41.	81	3-2-13	切断機 3)	別添資料 16 に記載の処理対象物毎の年間処理量実績には山武市分が含まれているため、本処理量は最大の処理量であり、本件施設の処理量は 15%程度減少する想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42.	86	3-3-4-1	焼却炉 5) (20)	「炉室内の歩廊は、広範囲に敷設し、建築床まで延ばすこと」とありますが、歩廊の敷設範囲については、事業者にて作業性を考慮して適切に設定する必要があります。本記載については、「炉室内の歩廊は、維持管理における作業性を考慮し、適切な範囲に敷設すること」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43.	87	3-3-4-4	主灰シュート 4) (1)	「シュート下部は水封等により気密性を確保する」とありますが、マテリアルシール方式を採用してもよいでしょうか。	計画の内容について、対面的対話でご説明ください。対面的対話を踏まえて、可否を判断します。
44.	87	3-3-4-4	主灰シュート 4) (1)	「炉内に入る場合の専用足場板を計画し、外部に収納すること」とありますが、主灰シュートから炉内に上がるのは整備作業等において作業性が悪いと考えます。P.85 の 3-3-4-1.5) (6) の記載に基づき、焼却炉側に安全かつ容易に炉内へ入れるマンホールと着脱式足場を設置する場合、主灰シュートから炉内に入るための足場は不要とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
45.	87	3-3-5-1	助燃油貯槽 3) (4)	「タールエポキシ樹脂塗装」とありますが、弊社実績にて一般的に使用しているSF二重殻タンク規格に準拠した地下タンクの場合は、FRP樹脂塗装となります。塗装仕様については、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書のとおりとします。
46.	88	3-3-5-3	助燃バーナ・再燃バーナ 4)	(2)「ACCと連動する」とあり、また(6)「着火操作は現場手動を原則とする」とありますが、バーナーの操作については安全性も考慮した上で事業者にて提案するものとさせていただけないでしょうか。	可とします。
47.	95	3-4-12	高压蒸気だめ	配管の一部を利用し、高压蒸気分岐管にて蒸気だめと同様の機能を確保させて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
48.	96	3-4-14	低压蒸気復水器 2)	「2分割することを可能とし、1炉運転の場合等に使用範囲を低減できる計画とする」とありますが、(9)制御方法の項に記載の「台数制御」にて複数台設定したファンを適宜稼働・停止させることにより使用範囲を低減することができます。 「台数制御により、使用範囲を低減するもの」と考えてよろしいでしょうか。	建設工事要求水準書のとおりとします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
49.	100	3-5-1	集じん装置 6) (1)	「炉の起動、停止（メンテナンス時）に関わらず常時通ガスし得る設備とする。能力の余裕率は排ガス量（高ごみ質時）の10%以上とすること」とありますが、停止時の通ガスとは腐食防止のための温風循環を指していると解釈しても差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
50.	101	3-5-2	HCl、SO _x 除去装置 2)	「2基(1炉1基)」とありますが、薬剤定量供給装置以降は2基(1炉1基)設置し、薬剤貯槽は1基(2炉1基)設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51.	101	3-5-2	HCl、SO _x 除去装置 4) (3)	「2炉運転時7日間分以上」とありますが、本容量は基準ごみ時の使用量に対するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基準ごみ質2炉100%負荷運転時とご理解ください。
52.	102	3-5-3	脱硝設備 (NO _x 除去設備) 3)	「2炉運転時7日間分以上」とありますが、本容量は基準ごみ時の使用量に対するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基準ごみ質2炉100%負荷運転時とご理解ください。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
53.	102	3-5-3	脱硝設備 (NOx 除去設備) 5) (3) (6) (7)	「(3)薬剤貯槽、供給装置等は専用の室に設置し、漏洩した場合の警報を、中央制御室及び現場（専用室外）に表示すること」「(6)薬剤貯槽その他のガス抜きは、直接大気に放出しないこと」「(7)薬剤貯槽、供給装置等は専用の室に設置し、漏洩した場合の警報を、中央制御室及び現場（専用室外）に表示すること」とありますが、本記載は脱硝薬剤として劇物であるアンモニアを使用する際のご指示かと推察します。尿素水を使用する際には不要な設備と考えますので、本記載については、「脱硝薬剤としてアンモニアを使用する場合は」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、保管場所には取扱い上の留意事項を安全表記するとともに、適した保管場所で保管をしてください。
54.	102	3-5-4	活性炭吹込装置 1)	供給装置以降は2基（1炉1基）設置し、薬剤貯槽は1基（2炉1基）設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55.	102	3-5-4	活性炭吹込装置 1)	「2基（1炉1基）」とありますが、薬剤定量供給装置以降は2基（1炉1基）設置し、薬剤貯槽は2炉で1基との理解でよろしいでしょうか。	(3)No. 54 の回答をご参照ください。
56.	102	3-5-4	活性炭吹込装置 2)	「2炉運転時7日間分以上」とありますが、本容量は基準ごみ時の使用量に対するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基準ごみ質2炉100%負荷運転時とご理解ください。
57.	103	3-5-4	活性炭吹込装置 4) (2)	サービスホッパが不要なシステムを採用する場合、サービスホッパは設置しないものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
58.	106	3-6-1	タービン発電機 4)	グラウンドコンデンサについては、蒸気タービンの採用メーカーにより要否が異なるため、必要に応じて設置するものとさせていただきますでしょうか。	以下の条件を満たす場合は提案を可とします。 ・貴社にて実績を有すること ・グラウンドコンデンサに変わる装置又は機器が「グラウンド部からの漏れ蒸気を回収する。」「タービン内への空気の混入を防止し、復水器の真空度を維持する。」機能が担保でき、グラウンドコンデンサの有無に関わらず、性能機能が同等以上であること
59.	107	3-6-1	タービン発電機 9) (4)	「蒸気タービンの運転監視・制御は中央制御室で行うこと」とありますが、蒸気タービン発電機の制御において、DCSが関連する自動同期投入・発電電力制御等は中央制御室で行いますが、DCSが関与しない発電機自体の制御は、運用性・保守管理性を考慮して、蒸気タービン発電機機側に設置する制御盤で行うこととしてよろしいでしょうか。	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。
60.	113	3-8-1-1	落じんコンベヤ 4) (5)	「落じん灰の搬出先は切り替えにより灰バンカ（ピット）または再資源化のために貯留するドラム缶等の容器のどちらにも排出できるように計画すること」とありますが契約後に落じん灰を回収することとなった場合は、落じん灰の回収に必要な費用（ドラム缶保管とした場合のドラム缶購入費、積み込み用重機購入・維持費、人件費など）は別途協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には落じん灰は回収し再資源化する想定です。なお、その際の費用については、積み込み用重機購入・維持費、人件費については事業者の負担とし、落じん灰を回収するためのドラム缶については、発注者が準備します。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
61.	115	3-8-2-4	飛灰処理設備（薬剤処理設備）	「飛灰貯槽と同室に設置する。」とありますが、飛灰貯留槽は頻繁に開放することがなく、点検などによるダストの飛散の可能性は低いので、炉室に設置しても問題ないものと考えます。運用のしやすい合理的な配置計画とするため、飛灰貯留槽は専用室ではなく炉室に設置としてもよろしいでしょうか。	可とします。
62.	118	3-8-6	灰クレーン 4) (3)	「クレーンの制御用電気品は専用室に収納し、騒音及び発熱に十分配慮すること」とありますが、専用室への収納とは、炉室等機械室と分けるとのご指示であり、制御用電機品を灰クレーン操作室と兼用した専用の室に設置することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63.	119	3-8-7	灰ピット（土木建築工事に含む） 3) (2)	主灰系統ラインに灰ピット以外のピットを設ける場合、灰ピットと合わせた有効容量を7日分以上との理解でよろしいでしょうか。	対面的対話において計画をご説明ください。対面的対話を踏まえて、可否を判断するものとします。
64.	121	3-9-1	給水計画	「災害時等には、外部からの用水の供給途絶があっても少なくとも7日間は運転の継続を行えるよう計画する」とありますが、災害時の給水量については、実際に災害時の運用（発災から7日間のBCPに基づく運用）を想定し、それに基づく実際の使用量を貯水するよう計画するものと考えてよろしいでしょうか。	2炉定格運転（基準ごみ質）において7日間運転が継続可能な量を超える貯水量であれば可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
65.	121	3-9-1	給水計画	「生活用水受水槽については、災害用備蓄とし生活用水を使用することを見越して余裕をもった容量を確保すること」とあります。P.60 2-2-9 (11) では、「80名程度が3日程度の避難生活を過ごすことが可能なようにすること」とあり、災害用備蓄量としては、これを参考に想定するものと考えてよろしいでしょうか。また、災害時避難者用の飲料水をペットボトルにて備蓄する場合、避難者の飲料水分は生活用水受水槽の災害備蓄容量に含まなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66.	125	3-10-1	ごみピット汚水処理設備 2)汚水移送ポンプ (2)	「2基（交互運転）」とありますが、水中環境を考慮し、1基の運転に加えて倉庫に予備として1基を保管する形とさせていただけないでしょうか。	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。
67.	125	3-10-3	プラント排水処理設備 1) (2)	「有機系プラント排水（プラットホーム床洗浄水、洗車排水）は、汚水貯留槽に排水すること」とありますが、無機系プラント排水と合わせて膜処理する方式でこれまで問題が発生していません。そのため、無機系プラント排水と合わせた膜処理方式の採用を認めていただけないでしょうか。	貴社において実績を有する場合は提案を可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
68.	127	3-10-3	プラント排水処理設備 4) (12)	「ポンプ類は必要に応じ吐出量調整が容易に行える構造とし、複数のポンプを有するものは、交互運転とすること」とありますが、水中ポンプにつきましては、水中環境を考慮し、1基の運転に加えて倉庫に予備として1基を保管する形とさせていただけないでしょうか。	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。
69.	129	3-11-4	高圧受電盤 3) (2) ⑤	本件施設は特別高圧受電ではなく高圧受電のため、接地開閉器は必要性に乏しいことより、維持管理の観点から本機器を設置しないものとしてよろしいでしょうか。	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。
70.	132	3-11-9	低圧配電盤（ロードセンタ） 4) (3)	「本施設の消費電力量を測定が可能なこと」とありますが、高圧配電盤に電圧計と電流計があるため、施設の消費電力量測定は低圧配電設備ではなく高圧配電盤で行ってもよろしいでしょうか。	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。 なお、非常用電源盤やその他配電盤等についても、各ロードセンタの消費電力を測定可能な設備としてください。
71.	132	3-11-10	低圧動力設備 1) (4) ⑥	「電力の瞬低により炉の稼働に支障をきたすことがないよう」に必要な応じ瞬低対策電磁接触器を使用すること。」とありますが、瞬低対策として瞬低対策電磁接触器ではなく、瞬低再起動継電器を採用してもよろしいでしょうか。	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。
72.	134	3-11-16	非常用発電機 1) (4)	直流電源装置と無停電源装置を一体化し、蓄電池を兼用することで、運転保守管理対象機器点数の削減と一元管理が可能になります。蓄電池は交流無停電源装置と兼用としてもよろしいでしょうか	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
73.	140	3-12-4	システム構成 1) (6)	「制御システムは分散型自動制御システム(DCS)とする」とありますが、同規模ごみ処理施設での納入実績が多いプロセスコントローラに PLC を使用した分散型自動制御システムを採用してもよろしいでしょうか。	対面的対話において、左記ご提案のシステムをご説明ください。対面的対話を踏まえて、可否を判断します。
74.	141	3-12-5	計装用空気圧縮機 3) (5) ②	P.60 2-2-9(12)にて「非常時に作動が要求される装置機器類については、非常時に必要な範囲で空冷式を採用する。(非常用発電機、空気圧縮機等)」とあるため、非常時を考慮し、空冷式を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
75.	151	4-2-4	受入貯留ヤード	「有効容量については、月変動係数の最大月を考慮するものとする。」とのご指示がございますが、月変動係数は 2021 年 7 月の参考見積仕様書 P52 で提示いただいている下記の月最大変動係数を参考にしてもよろしいでしょうか。 ① 粗大ごみ・金属類：1.24 ② ビン・ガラス類：1.14 ③ ペットボトル：1.33 ④ カン：1.12 ⑤ 蛍光灯類：1.39 ⑥ 廃乾電池：記載なし	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
76.	151	4-2-4	受入貯留ヤード	「ヤードピットのごみ汚水は、汚水貯留槽に一時貯留し、汚水移送ポンプにて、ピット循環処理とすること」とのご指示ですが、貯留ヤードからの発生汚水は床洗浄排水と同様、排水槽に一旦貯留後、エネルギー回収型廃棄物処理施設へ送水処理としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77.	155	第4節	粗大ごみ・金属類処理系列 破碎選別設備	「スプリング入りマットレスについては、事業者の所掌でスプリングとマットレスを分離し、金属を回収する。」とありますが、事業者で分離すべきスプリング入りマットレスの年間・日平均・日最大の搬入枚数をご教示願います。	スプリングマットレスの枚数については類似の他施設実績を踏まえ、年間約1,200枚として想定ください。 なお、現施設の実績がないため、増減があることを想定し、計画してください。
78.	155	第4節	粗大ごみ・金属類処理系列 破碎選別設備	「フロンガス使用機器は、フロン回収装置にてフロンガスを回収後、破碎処理する。回収されたフロンガスは、本組合にて委託処理する。」とありますが、フロンガス使用機器の年間搬入量についてご教示頂けませんでしょうか。	現施設における実績がないため、事業者の実績から想定するものとしてください。
79.	155	第4節	粗大ごみ・金属類処理系列 破碎選別設備	「フロンガス使用機器は、フロン回収装置にてフロンガスを回収後、破碎処理する」とありますが、フロンガス使用機器とはどのようなものでしょうか。	家庭用の加湿器や空気清浄機、ウォーターサーバーなどの冷媒を使用する家電を想定しており、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に規定される「第一種特定製品」の受入れは想定していません。
80.	155	第4節	粗大ごみ・金属類処理系列 破碎選別設備	「回収されたフロンガスは、本組合にて委託処理する」とありますが、フロン回収ポンプは委託先の処理事業者様所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
81.	164, 167	4-7-2 4-10-2	ビン・ガラス類手選別コン ベヤ 4) (6) ペットボトル手選別コンベ ヤ 4) (6)	「ベルト面高さは、原則として床上 750～850mm（調整可 能）とすること」とありますが、高さ調整可能な踏み台で対 応することも可とさせて頂けないでしょうか。	安全性に配慮した上で合理的と判断される場合は可としま す。
82.	165	4-8-2	不燃残渣貯留槽 4) (2)	形式が事業者提案とされている不燃残渣貯留槽をヤード形 式とした場合、火災対策は散水装置を設けるものとします が、粉じん対策については他ヤードと同様に集じんダクトに よる常時集じんとしてよろしいでしょうか。	可とします。
83.	173	4-13-5	カン圧縮機 5) (3)	「駆動用油圧ユニットは別置きとし、防油堤を設けるこ と」とありますが、油圧ユニット一体型の採用は不可でしょ うか。また、その場合防油堤は本体の作業性および整備性が 低下することから防油堤は不要とさせて頂けないでしょ うか。	駆動用油圧ユニット一体型機器の採用を可とします。また、 一体型の場合は防油堤は不要とします。
84.	173	4-13-6	スプレー缶処理機	スプレー缶の搬入量をご教示頂けないでしょうか。	現施設ではスプレー缶のみの搬入量は把握できておりませ んが、近隣の他自治体の実績から 31,000 本/月程度と想定して ください。
85.	175	4-15-1 4-15-2	吸引排気集じん設備 排気集じん脱臭設備	吸引排気集じん装置と排気集じん脱臭装置は共用とさせて いただけないでしょうか。	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
86.	180	4-18-2	計装制御計画 3) (3)	自動制御機能における破砕機機内酸素濃度について、可燃ガス濃度の管理に代替することは可能でしょうか。	可とします。
87.	182	4-18-4	システム構成 6)	雑用空気圧縮機はエネルギー回収施設と共用とした上で、計装空気を使用しない場合は非設置としてもよろしいでしょうか。	運用上問題がないことを前提に、提案を可とします。
88.	183	5-1-1	計画概要 2) (6)	「構内道路は液状化対策を行うこと」とありますが、液状化の判定基準の震度等はどのようにお考えか、ご教示いただけないでしょうか。	設計加速度 2.0m/s ² (約 200gal) と想定しています。なお、液状化対策の検討に際しては、建設工事要求水準書及び「別添資料 13 新ごみ処理施設建設に係る地質調査業務委託 報告書」に加え、「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針 (国土交通省)」等を参考に計画するものとします。
89.	183	5-1-1	計画概要 2) (6)	「構内道路は液状化対策を行うこと」とありますが、別添資料 No. 13 5.3 液状化の検討や受注者にて実施する追加地盤調査の結果を踏まえ、必要な場合は対策を講じるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90.	184	5-1-1	計画概要 2) (8)	地盤沈下対策として腐植土層を地盤改良した場合、地層上部の腐食土層を考慮した地盤改良の検討は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
91.	186	5-1-3	エネルギー回収型廃棄物処理施設平面計画 2) (6)	「すべてのコンクリートは防塵塗装以上とし」とありますが、防塵仕上げ以上とさせていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書のとおりとします。
92.	190	5-1-6	一般持ち込みごみ回収所 2) (1)	「安全に荷下しが可能なるスペースと十分な動線を確保すること（周囲 2m以上）」とありますが、洗車場のご指示と同様に、車両間を 2m 以上確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93.	192	5-1-8	仕上計画 2) (4)	「コンクリート床は原則として防塵塗装とし、排水勾配を設けること」とありますが、コンクリート床は原則として防塵仕上げとし、必要に応じ排水勾配を設けることとさせていただけないでしょうか。	建設工事要求水準書のとおりとしますが、施工箇所によっては、ご提案の仕様が合理的であると本組合が判断した場合には提案を認めることとします。
94.	194	5-2-2	外構工事 1) (4)	「舗装構成は、CBR 試験などを実施して決定する」とありますが、想定される交通区分に基づき舗装構成は CBR 試験などを実施して決定するものとし、表 5-2-1 は参考と解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95.	203	5-4-2	照明・コンセント設備 1) (2)	「工場棟内の LED 灯は原則としてガード付とすること。管理諸室は除くこと。」のご指示ですが、ガード付の対象場所について、柱・デッキ下・手すり取付等の人が容易に触れる部分のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(5) 運営管理業務要求水準書への質問・回答

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
1.	4	1-2-12	周辺施設整備等への協力	「本件施設の敷地内及び周辺で本組合が行う事業等に対し、本組合の要請に基づき協力すること。」とありますが、ここでの協力とは具体的にどのような内容をお考えでしょうか。	本組合が実施する事業において、交通制限等が発生する可能性があり、その際の迂回等にご協力いただくことを想定しています。
2.	5	1-2-17	災害等発生時の協力 (1)	「本件施設への災害廃棄物の搬入、ごみピットへの投入、一時貯留ヤードへの貯留（又は仮置き）は、通常の処理対象物と同様に本組合が実施する。」とありますが、災害廃棄物は、処理不適物を貴市にて分別した後、ごみピットへ投入していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	大規模な災害時に一次仮置き場から搬入する災害廃棄物については、ご理解のとおりです。ただし、全ての災害廃棄物が完全に分別された状態であるとは限らないため、状況に応じ、破碎・分別等に適宜ご協力ください。 一方で、小規模な災害の場合は、一次仮置き場等を設けずに、選別しない場合も想定されるため、その際には、本組合の求めによって重機類の使用した分別等、必要に応じて協力をお願いいたします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
3.	5	1-2-17	災害等発生時の協力 (3)	「本件施設は地域の防災拠点施設としての機能が求められている。災害その他不測の事態が発生し、近隣住民が敷地内や本件施設へ避難してきた際は、本件施設が有する防災拠点機能を活用し、温水、電気及び運営管理事業者が調達・提供する災害等に備えた備蓄（以下「災害用備蓄」という。）の提供を行う。また、災害発生時等に本組合の指示により研修室や浴室等を、住民へ開放する際はこれに協力すること」とありますが、本件施設は、災害対策基本法第 49 条に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定される予定は無いものと理解してよろしいでしょうか。	現時点においては、本件施設を指定緊急避難所及び指定避難所に指定する予定はありませんが、建設予定地である東金市及びその他関係各所との協議により、いずれかの指定避難所に指定する可能性がありますので、その際には本組合との協議により、必要に応じてご協力をお願いします。
4.	12	1-3-4	委託料 (13)	「本件業務に伴い発生する余剰電力の売電収益等は本組合に帰属するものとし、電気事業者との売電契約等については本組合が行う」とありますが発電側課金の負担については貴組合との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、売電インセンティブが発生した場合には、「年間売電量実績に基づく年間売電収益」に対する「当該年度の発電側課金総額」の割合に応じて、売電インセンティブ相当額から発電側課金相当額を差し引くものとします。
5.	13	表 1-3	本件業務における委託料の構成	変動費 A における上水（従量料金）について、従量料金の計算方法を考慮すると、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設を分けて計上することが難しいため、変動費 A に一括して計上してもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
6.	13	表 1-3	本件業務における委託料の構成	変動費 B における電気（従量料金）について、蒸気タービンで発電した電力を、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設のどちらの消費電力に優先的に充当すべきかが不明なため、変動費 A に一括して計上してもよろしいでしょうか。	可とします。 なお、その際には用役収支を含む技術提案書の記載内容と、入札内訳書の記載内容は整合を図るものとしてください。
7.	13	表 1-3	本件業務における委託料の構成	変動費 B における薬品について、マテリアルリサイクル推進施設で発生した排水はエネルギー回収型廃棄物処理施設の排水処理設備で処理させるため、変動費 A に一括して計上してもよろしいでしょうか。	エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設で共通する設備にて使用する薬品は変動費 A に一括で計上することを可とします。マテリアルリサイクル推進施設で使用する薬品については固定費 B または変動費 B に計上するものとしてください。
8.	12	1-3-5-1	業務委託期間終了時の施設引渡し条件	「運営管理事業者は、業務委託期間終了後 3 年間は大規模な設備の補修及び更新を行なうことなく、本件施設が継続して使用することに支障がない状態であること」とありますが、ごみ処理施設における補修の要否は処理するごみ量に大きく左右されます。本記載については表 1-4「各年度の計画ごみ搬入量」に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、各年度のごみ量は±10%の範囲で変動することにご留意ください。
9.	14	1-3-5	業務委託期間終了時の施設引渡し条件 (2)	「ただし、過去 5 年間に於いて交換又は更新を実施した装置・部品がある場合は、当該交換又は更新に要した費用については平均運転コストから控除する。」とありますが、運営事業期間中に定期的に複数回の交換及び更新が必要となるものについては平均コストに含めるものと考えてよろしいでしょうか。（例：3 年毎の交換、更新が必要となるもの等）	ご理解のとおりです。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
10.	14	1-3-5-2	業務委託期間終了後の運営 方法の検討等 (2) ①	「新たな運営管理事業者の選定に際して、入札参加等の資格審査を通過した者に対する運営管理事業者が所有する事業者選定に必要な資料の開示(運営管理事業者が作成し本組合が所有する資料を含む)」とありますが、運営管理事業者のノウハウに係わる範囲については、開示する内容を事前に協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11.	15	1-3-5	業務委託期間終了後の運営 方法の検討等 (5)	「本組合が運営管理事業者と業務委託期間終了後の運営の継続について協議する場合、業務委託期間終了後の運営管理業務に関する委託料は、業務委託期間中の委託料に基づいて決定する」と記載されていますが、 同資料 P. 12 の 1-3-4. (10)には、「本件業務の委託料は、原則として平準化する。委託料の平準化に際しては、各年度の委託料を平準化するものとする」とあります。 一方で、実際の年度毎の運営業務料は、運営初年度が最も安く、設備の劣化が進むにつれて高くなる傾向にあります。そのため、平準化する業務委託期間中の委託料とは別に、平準化前の業務委託期間中の各年度の委託料を提出させていただき、業務委託期間終了後の運営業務に関する委託料は、その資料に基づいて決定することとさせていただけないでしょうか。	可とします。ただし、運営管理業務要求水準書に記載のとおり、過去5年間において交換又は更新を実施した装置・部品がある場合は、当該交換又は更新に要した費用については平均運転コストから控除するものとします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
12.	19	2-1-5	施設警備・防犯 (4)	「運営管理事業者は、夜間又は休日の来訪者について、必要に応じて対応を行うこと。」とありますが、ここでの対応とは具体的にはどのような内容をお考えでしょうか。	基本的には初期対応と考えています。 お問合せの内容が本件施設に係る一般的な内容（受入基準、処理手数料等）の場合はその場で回答いただく想定ですが、本組合でなければ回答できない内容と考えられる場合は、本組合の翌営業日に本組合に対して報告してください。
13.	19	2-1-5	施設警備・防犯 (5)	「本組合事務所（管理棟を想定）の機械警備業務は本組合の所掌とする。」とありますが、管理棟合棟の場合は、貴組合事務所の機械警備業務が貴組合所掌になるものと理解して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
14.	20	2-2-1-3	臨時の受付	「道路交通渋滞等の事情により本件施設への搬入車両の到着が遅延することがあるため、この場合は業務の範囲内として対応すること。」とありますが、道路交通渋滞等の事情に伴う時間外対応は、収集車が対象と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15.	20	2-2-1-3	臨時の受付	「道路交通渋滞等の事情により本件施設への搬入車両の到着が遅延することがあるため、この場合は業務の範囲内として対応すること。また、次に示す場合についても、搬入を行うことがあるため、本件業務の範囲内として対応すること。」とありますが、臨時対応に伴い処理時間や受入時間を延長した場合の人件費等の費用は、貴組合のご負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者の所掌とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
16.	20	2-2-1-4	予約	<p>「粗大ごみの戸別収集や自己搬入車は事前予約が必要となる。事前予約は電話による予約を想定しており、予約の受付・管理は運営管理事業者の所掌とする」とありますが、粗大ごみの戸別収集の予約については貴組合の所掌とさせていただきます。また、事業者所掌となる場合は対応人数を積算するため、現施設での貴組合の電話対応人数、および対応件数（年間件数、日平均、月平均、年平均および日最大件数など）についてご教示頂けませんでしょうか。また、対応人数については他の業務との兼任の有無についても併せてご教示ください。</p>	<p>要求水準のとおりとします。</p> <p>既存施設での電話対応人数は添付資料2をご参照ください。ただし、対応人数の算定にあたっては、山武市の脱退や人口の自然減、計量機3機導入（入口は収集車両と自己搬入車が別計量。出口1機。）、現施設に比べ構内道路における待機車両台数が多く確保されること等を勘案し、本件施設においては、現施設よりも対応人数が減ることを想定しています。</p>
17.	20	2-2-1-4	予約	<p>「WEBによる予約システムの導入も検討」とありますが、WEB予約システムは独立したシステムであり、導入に伴って、計量システム等の仕様変更は生じないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的には計量システムと予約システムを連携させる想定ではありません。</p>

18.	20	2-2-1-4	予約	<p>「粗大ごみの戸別収集や自己搬入車は事前予約が必要となる。事前予約は電話による予約を想定しており、予約の受付・管理は運営管理事業者の所掌とする」とありますが、以下の事項についてご教示願います。</p> <p>① 事前予約の受付要領は、事業者の提案に委ねて頂けるものと理解して宜しいでしょうか（1日の予約受付上限数や事前予約の受付締切等）。</p> <p>② 電話予約を受け付ける曜日は、月曜日～金曜日（祝日除く）までと理解して宜しいでしょうか</p> <p>③ 事前予約は「同要求水準書 P.20 第2章 第2節 2-2-1-1.及び2-2-1-2 (2)」の年末年始（12/31～1/4）を除く全ての搬入日と時間帯が対象になるものと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>①運営管理業務要求水準書のとおりとします。</p> <p>前提として、ごみの搬入前に必要となる予約手続きの内容、身分確認の可否を含め搬入時に必要となる計量手続きの内容、搬入されるごみの形状や量に関する制限等の受入基準等は、行政サービスの内容・水準に関わるものであり、事業者の提案に委ねることや事業者との協議により調整するものではなく、運営管理業務要求水準書に記載のとおり建設工事要求水準書等に準拠して本組合が定めるものとなります。質問の括弧書きにある内容は、この受入基準等に該当するものであり、事業者の提案に委ねるものでは決してなく、本組合の裁量により定めるものです。</p> <p>なお、本件事業においては先述の受入基準等に限らず、行政サービスの内容・水準に関わるものは全て本組合の所掌事務となり、本組合の裁量により決定・実行するものであることに特段の留意をお願いします。</p> <p>最後に補足となりますが、要求水準書等に定める新ごみ処理施設の備える性能等に合わせ、当然に受入基準等の全面的な見直しを行うこととなりますが、その際に予約受付数に対する上限や、予約受付に事前締切を設けることは、現在予定していないことを申し添えます。</p> <p>②電話予約を受け付ける曜日は以下のとおりとします。</p> <p>自己搬入の電話予約：月曜日～金曜日（祝日を含む）8：30～17:00、土曜日（祝日を含む）8：30～12：30</p> <p>戸別収集の電話予約：月曜日～金曜日（祝日を含む）8：30～16:00</p> <p>③ご理解のとおりです。</p>
-----	----	---------	----	--	---

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
19.	21	2-2-2-4	案内・指示等 (3)	「運営管理事業者は、搬入されるごみ为本組合の定める受入基準を満たしていることを確認すること。受入基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、その旨を速やかに本組合に報告すること。また、受入基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対して、注意を促し、指導を行うこと」とありますが、常習性があると確認した搬入者に対する啓発・指導については、運営事業者には行政的な強制力がないほか、運営事業者と搬入者間のトラブル防止のためにも貴組合主体で実施いただけませんか。	受入基準を満たしていないごみを持ち込んだ搬入者に対しての指導は運営管理事業者の所掌とします。ただし、啓発・指導の記録により「常習性があること」や、「事業者が段階に応じた適切かつ十分な指導を実施しているにも関わらず、改善が見込まれないこと」を本組合が確認した場合には、本組合による対応も検討します。
20.	21	2-2-2-4	案内・指示等 (5)	「運営管理事業者は、本組合が実施する不定期の展開検査の実施に際して、作業補助やスペースの確保等に協力すること」とありますが、展開検査の月間頻度及び1回あたりの想定台数についてご教示いただけませんか。また、作業補助の内容としては、検査スペースの確保や車両の誘導、検査終了後の撤去作業という理解でよろしいでしょうか。	展開検査の頻度は、原則、月に1回、午前・午後に1台ずつを想定しています。 本組合の作業は、日程の調整、展開検査対象車両の選定、搬入者への聞き取り・指導を想定しており、事業者の作業内容については、左記ご質問に記載されているものの他に、ごみ袋の破袋やごみの内容確認等、展開検査に必要な作業を含むものとします。
21.	22	2-2-2-5	料金代行徴収業務	「また、現金は定期的（原則、徴収日の翌日）に本組合の指定する口座へ振り込むこととする。料金徴収に関する詳細業務手続は協議により決定する。」とありますが、振込手数料については、貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	本組合発行の納付書による払込のみを想定しているため、振込手数料は発生しません。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
22.	24	2-3-7.	適正処理 (4)	「運営管理事業者は、ごみの受入れに際し、オイルヒーターからのオイルの抜き取りや石油ストーブからの灯油の抜き取り等、処理に対する安全配慮上必要な処置や、資源化物の搬出に際し必要な前処理を行う。」とありますが、抜き取りが必要な機器の年間搬入量についてご教示頂けませんでしょうか。	既存施設におけるオイルヒーター及び石油ストーブの搬入量について、正確な台数は把握しておりませんが、ヒアリングの結果による直近の実績（山武市分を含む）は次のとおりです。 オイルヒーター：10～20 台/月、100～200 台/年程度 石油ストーブ：900 台/年程度
23.	26	表 2-2	停止基準値と判定方法	水銀について、「環境省が規定する方法(環境省告示第 94 号)で測定結果を確認」とありますが、ここでいう「確認」とは、以下のような数値の取り扱いを意図していると理解してよろしいでしょうか。 ① 3 回以上の再測定を実施する ② 測定結果のうち最大値と最小値を除くすべての測定結果の平均値にて評価する	ご理解のとおりです。
24.	30	2-4-10	機器更新 (3)	「部品等の生産終了や OS・ソフトウェアの更新、部品等の製造元の倒産等に伴い必要性が生じる機器更新についても、運営管理事業者の業務範囲内とする。」とありますが、部品等の生産終了や OS・ソフトウェアが更新されても) 事業終了後 3 年以上の継続使用が可能なものについては、運営管理事業者にて機器の更新(部品供給等を含む)を行う必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	運営管理業務要求水準書 P. 14 1-3-5-1. 業務委託期間終了時の施設引き渡し条件(2)に規定する、過去 5 年間の平均運転コスト(用役費用、補修工事費用等)を抑えるための提案であれば可とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
25.	34	図 2-1	資源物等に係る所掌範囲概念図	図 2-1 資源物等に係る所掌範囲概念図では、運営管理事業者の役割が積込までとされていますが、蛍光灯類や廃電池等を貯留するためのドラム缶等は事業者にて用意するものとの理解でよろしいでしょうか。	蛍光灯及び廃電池を貯留する容器・ドラム缶については、本組合が用意します。
26.	35	2-6-2-2	焼却灰・飛灰・落じん灰の資源化 (3)	「資源化処理業者については年度毎に本組合が選定する。選定した資源化処理業者に応じて前 2 号の資源化基準について定めるものとする」とありますが、「(4)本組合は、業務仕様書等の作成に際して運営管理事業者の意見を聴くものとする」と記載があることから、施設性能・設備・人員を考慮した合理的な資源化基準の作成にご配慮いただけると理解してよろしいでしょうか。	資源化基準については本組合が定めるものとします。 また、資源化処理業者に対する業務仕様書作成の際には、参考として事業者にご意見を伺ったうえで、本組合が定めるものとします。
27.	35	2-6-2-2	焼却灰・飛灰・落じん灰の資源化 (6)	「運営管理事業者は、本組合が指定する業者の搬出車両への場内積み込み作業を行う」とありますが、落じん灰については、引取り業者が積み込み作業を実施する例もございます。そのため、落じん灰の積み込み作業については、事業者または引取り業者が対応するものとし、実際の所掌については、引取り業者との交渉によるものとさせていただけないでしょうか。	運営管理業務要求水準書に記載のとおり、落じん灰の搬出車両への積み込み作業は、原則として運営管理事業者の所掌範囲とします。ただし、本組合と資源化処理業者等との契約内容により、資源化処理業者等が積み込み作業を行うこととなった場合については、この限りではありません。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
28.	35	2-6-2-3	焼却灰・飛灰の処理 (1)	「前1号（運営管理事業者は、必要に応じて本件施設のばいじん処理装置にて飛灰の薬剤処理を行うこと）に要する費用負担については、運営管理業務委託契約の定めによる」と記載されています。また、運営管理業務委託契約書（案）第46条第3号には、「第1号（受注者は、本件施設内の飛灰処理装置にて飛灰の薬剤処理を行う）に規定する飛灰の薬剤処理の費用及び前項に規定する最終処分場等への運搬等に要する追加的費用については、発注者が負担する」とあります。この記載に基づき、薬剤処理に係る用役費だけでなく、混練機等の飛灰処理装置の補修費用についても貴組合でご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	左記ご質問にある「飛灰の薬剤処理の費用」とは、薬剤処理に係る薬品費を指しており、ご質問の飛灰処理装置の補修費用及び灰の薬剤処理や積み込みに係る人件費については事業者の負担とします。

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
29.	41	2-9-2	見学者対応	<p>「運営管理事業者は、本組合が実施する本件施設への見学者対応（個人・小学校等からの予約受付、見学者受入れ、説明、案内、資料配布等含む）について必要に応じて協力を行うものとする。予約受付方法については、インターネットを活用した方法のほか、本組合との協議により定める。また、行政視察及び本組合が指定する団体の見学者対応に際しては、説明補助、資料作成などで本組合の補助を行うこと」とありますが、以下の事項についてご教示願います。</p> <p>① 運営管理事業者は施設の説明補助や案内補助など、補助的な支援を行うという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② 見学者の予約受付は、貴組合にてご対応されるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②ご理解のとおりです。</p>
30.	42	2-9-4	敷地内緑地維持管理	<p>「運営管理事業者は、本件施設における年間を通じた緑地維持管理計画を作成し、樹木の剪定、芝刈、除草、水やり、施肥等、敷地内の緑地等を常に良好な状態で維持・育成し、良好な景観を維持すること。また、樹木等が枯死した場合は適宜植え替えること」とありますが、将来プラスチック処理設備の設置スペースについては、プラスチック処理設備の設置時期が未定であり、運営管理事業者では緑地維持管理費用の算定が困難であることから、本範囲の緑地維持管理は貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>左記ご質問の範囲における緑地維持管理は事業者の所掌とし、本件入札においては、実運営期間中の全期間に渡って緑地維持管理に要する費用を計上してください。</p> <p>実運営期間中にプラスチック処理設備を設置し、緑地維持管理が不要になった場合には、プラスチック処理設備設置後から業務委託期間終了までの費用は委託料から控除するものとします。</p>

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
31.	42	2-9-5	住民対応 (3)	<p>「運営管理事業者は、ごみに関する搬入等の本件施設に関する全般的な問い合わせの電話対応を行うこと」とありますが、行政に裁量権がある事項に関する問い合わせについては、貴組合にてご対応いただけないでしょうか。また、事業者所掌となる場合は対応人数を積算するため、現施設での貴組合の電話対応人数、および対応件数（年間件数、日平均、月平均、年平均および日最大件数など）についてご教示いただけないでしょうか。さらに、対応人数については、他の業務との兼任の有無についても併せてご教示いただけますようお願いいたします。</p>	<p>運営管理業務要求水準書のとおりとします。</p> <p>なお、左記ご質問に記載の電話対応とは、戸別収集及び自己搬入の事前予約受付用の電話番号への問合せを想定しています。この場合の問い合わせ内容がごみの搬入に関する一般的な質問（受入可能な日、受入基準、ごみ処理手数料等）であれば、事業者が回答するものとします。</p> <p>一方で、本組合でなければ回答が困難な問い合わせについては、本組合が対応するものとします。</p> <p>なお、既存施設での電話対応に専用の人員は配置していません。</p>
32.	45	2-10-7	見学者対応	<p>「運営管理事業者は、本組合の求めに応じて技術説明の補足や技術資料の作成提出、見学者ルートの監視要員など、見学者対応業務の補助を行う。」とありますが、見学者へ配布するパンフレットの増刷等は貴組合の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

(6) 運営管理業務委託契約書（案）への質問・回答

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
1.	5	第 12 条 第 2 項	従事者	「第 5 項に掲げる資格等」とありますが、本条第 5 項には資格等に関する記載がありませんが、事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	運営管理業務要求水準書（p.17 2-1-2.有資格者の配置）に規定する、本件事業を行うに当たり必要な有資格者を指しています。
2.	10	第 26 条 第 1 項	記録の作成・保存	「受注者は、運転管理操作記録、点検・検査記録、環境保全記録、施設情報など各報告書及びその他受注者がこの契約に基づいて作成する書類について、業務委託期間中、これを保存するものとする」とありますが、保存方法は、電子データでも問題ないものと理解してよろしいでしょうか。	運営業務委託期間中に提出される各種報告書等は基本的には電子データでの保存を想定していますが、本組合が指示するものについては、印刷物でのご提供をお願いします。 なお、各種報告書を保存するためのクラウドサーバーを事業者にて準備し本件事業期間中において、当該クラウドサーバーを利用し電子データを保存・運用することを想定しています。
3.	10	第 28 条 第 2 項	運転時間等	「第 12 条に規定する資格」とありますが、第 12 条には、資格等に関する記載がありませんが、事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	第 12 条第 3 項に規定する現場総括責任者、第 12 条第 5 項及び運営管理業務要求水準書（p.17 2-1-2.有資格者の配置）に規定する各資格を有する技術者を指しています。
4.	25	第 66 条	受注者の注意義務	「受注者は、発注者が所有権を有する本件施設及び同施設に存する資材、建造物等（ただし、本件業務に係る諸室及び工場部分、付帯施設と敷地内外構施設に限る。）及びその他一切の搬入物の保存及び保管について責任を負うものとする」とありますが、発注者職員が直接使用する物品等（生活用品、事務消耗品等）は、受注者で管理できないため、発注者職員の執務スペースへの搬入物については、貴組合にて保存及び保管いただけないでしょうか。	運営管理業務要求水準書 p.45 2-10-8. (1) に示すとりの所掌分担とします。

(7) その他への質問・回答

No.	頁	項目	項目名	質問の内容	回答
1.	1		ヒアリング実施要領 (1)開催日時等 ウ	「出席者は10名を上限とする」とありますが、出席者は15名程度を上限とさせていただけないでしょうか。	可とします。

以上